

## 制限付き一般競争入札における一抜け方式の運用基準

制限付き一般競争入札における一抜け方式実施要領（令和6年4月1日施行。以下「要領」という。）に基づく「一抜け方式」の実施にあたっては、下記のとおり運用するものとする。

### 記

#### 1. 一抜け方式について

一抜け方式は、本来一つの事業として実施すべきところ、その事業規模等の諸条件から一事業者のみでは履行が難しい等の理由で、複数の事業に分割して発注する場合にのみ適用することができるものとする。

なお、一抜け方式の適用の有無にかかわらず、一般競争入札や総合評価方式の適用、議会の承認の要否等、設計金額により定められる入札・契約制度を免れるための分割発注を行ってはならない。

#### 2. 対象事業について

- (1) 要領第3条第1号ア「事業の品質の低下を防止する目的で一つの事業を分割して発注するもの」は、例えば、市内に点在する公園等の年間管理など、一事業者で行った場合には事業場所一か所当たりの作業時間が限られてしまい、品質の低下が懸念される場合等をいう。
- (2) 要領第3条第1号イ「あらかじめ定められた期限内に完了させる必要があるため、期間短縮の目的で一つの事業を分割して発注するもの」は、例えば、受注対象が個人事務所や中小企業が主体の事業であり、かつ、限られた期間内に大量の業務を完了させる必要のある固定資産評価業務等をいう。
- (3) 要領第3条第6号「競争性が十分担保されるだけの入札可能事業者数」とは、入札参加が想定される事業者数が関連事業数より1以上多くなることを見込めることをいう。この場合において、入札参加が想定される事業者数は、過去に実施された同種の事業の入札参加者数から求める。なお、新規の事業の場合は、入札参加資格者名簿の登録事業者数から求めるものとする。

#### 3. 関連事業に係る制限について

- (1) 要領第6条第1項第1号の設計金額が「事業間で可能な限り均等となるよう努める」とは、関連事業間で佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定

基準別表に定める資格要件基準や、低入札価格調査制度等の入札制度の適用の有無が異なる設計金額になることを避けるほか、関連事業間の設計金額に2倍以上の差がつく等、極端な設計とならないように努めることをいう。

- (2) 要領第6条第1項第2号の関連事業の事業数を「第3条第1号ア又はイの目的を果たすための最小限度とする」とは、事業規模（設計金額、積算時に想定した作業人員数、作業日数等）を総合的に勘案して、分割数ができるべく少なくなるように設定することをいい、要領第3条第6項の入札参加可能事業者数から逆算して関連事業の事業数を定めてはならない。

附 則（令和6年3月14日決裁 佐契第1225号）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。